

類型7-4) スポーツ・インテグリティ(高潔性)に問題がある場合

～アンチ・ドーピング

◆ 事例① (うっかりドーピング)

<事例>

ある選手が、医師からかぜ薬を処方されたところ、そのかぜ薬に世界アンチ・ドーピング規程(いわゆるWADA規程)禁止表に記載された禁止物質(特定物質)が含まれていたため、その後行われたドーピング検査で陽性となってしまいました。

当該選手は、医師に、自分がドーピング検査の対象になることを伝えていませんでした。

スポーツ団体として、このような事案の再発を防止するために、どのようなことに留意すべきでしょうか。

◆ 対応のポイント

日本では、自らがドーピング検査を受ける対象者であるにもかかわらず、禁止物質を含有する医薬品等を誤って摂取してしまうことにより、アンチ・ドーピング規則に基づく処分を受けてしまう事例(以下「うっかりドーピング事例」といいます)が発生しています。

こうした事例は、本来、選手、サポートスタッフが必要な注意を尽くしていれば、防げたはずの事例といえ、それにもかかわらず必要な注意を怠ったがために、アンチ・ドーピング規則となってしまうことは避けるべきです。

そこで、スポーツ団体としては、選手やサポートスタッフに対し、「うっかりドーピング事例」とならないよう、アンチ・ドーピングに関する教育・啓発活動を実施することが必要です。

◆ コンプライアンス強化のための実践案

(1) スポーツ団体内のアンチ・ドーピング体制の確立

ドーピング違反の発生については、日本のスポーツ団体においては、まだまだスポーツ団体内のアンチ・ドーピング委員会などの機能が不十分な場合があります。

そこで、以下のような点を中心に、アンチ・ドーピング委員会などアンチ・ドーピング体制を強化する必要があります。

① 最新のアンチ・ドーピング情報の入手

アンチ・ドーピングに関する知見は随時更新されているため、スポーツ団体には、日本アンチ・ドーピング機構(JADA)が毎年開催している加盟団体連絡会議に参加したり¹⁵⁸、自ら世界アンチ・ドーピング機関(WADA)や JADA のウェブサイトにアクセスしたりするなどして、最新のアンチ・ドーピング情報を収集することが求められます。

特に、WADA が、毎年1月1日に発効する禁止表国際基準(禁止表リスト)は、前年の9月～10月頃には公開されていますので、前年度からの変更点を確認し、選手に対し、最新の禁止表リストの情報を提供することが望ましいといえます¹⁵⁹。

例えば、以下のスポーツ団体では、禁止表リストに新たに掲載された物質に関する情報を積極的に提供しており、その取組みは、他のスポーツ団体でも参考にすべきです。

・日本陸上競技連盟¹⁶⁰

¹⁵⁸ 日本アンチ・ドーピング機構「加盟団体連絡会議資料」<http://www.playtruejapan.org/code/members/>

¹⁵⁹ 過去には、禁止方法(静脈内注入)の要件が、2006年禁止表リストから2007年の禁止表リストにおいて変更されたことに起因して、ドーピング紛争が生じた事例(CAS 2008/A/1452 Kazuki Ganaha v/ Japan Professional Football League)、前年まで禁止表では禁止物質として記載されていなかった物質(メルドニウム)が新たに2016年禁止表リストに加わったことにより、アンチ・ドーピング規則違反を問われた事例があります(CAS 2016/A/4643 Maria Sharapova v. International Tennis Federatio)。

¹⁶⁰ 日本陸上競技連盟「2017年禁止表国際基準掲載の「ヒゲナミン」について」(2016年12月15日)
http://www.jaaf.or.jp/pdf/about/resist/medical/20161215_2.pdf

② 公認スポーツファーマシストへの相談の徹底

公認スポーツファーマシストとは、JADA が定めるアンチ・ドーピングに関する課程を修了した、最新の知識を有する専門の薬剤師をいいます。スポーツ団体としては、自らに所属する選手に対し、医薬品を摂取する場合は、必ず公認スポーツファーマシストに相談するよう、周知徹底することが必要です。

なお、JADA は、禁止表国際基準に対応した医薬品の成分や商品の検索システムである Global DRO JAPAN サイトを運営していますが、Global DRO JAPAN サイトは、すべての商品や成分が掲載されているわけではありませんので、医薬品の服用は、やはり公認スポーツファーマシストに相談する方が安全といえます。

(2) 選手に対するコンプライアンス教育

① 選手に求められる責務の周知徹底

いわゆる「うっかりドーピング」と言われる事例のほとんどは、選手が本来行うべきことを行わなかったことを原因とする違反事例です。

例えば、日本アンチ・ドーピング規程(いわゆる JADA 規程)には、選手に関し、以下の義務が定められています。

- ・医療従事者に対し、自らに対する禁止物質の投与が禁止されていることを伝達する義務

この義務に鑑み、スポーツ団体としては、選手に対し、研修会や広報資料などで、医療従事者から医薬品の処方を受ける場合は必ず自らに対する禁止物質の投与が禁止されることを伝えるよう、周知すべきです¹⁶¹。

過去には、大学生の選手など、競技レベルが急激に上がった選手が、アンチ・ドーピングに関する研修を受けずにドーピング検査の対象となり、アンチ・ドーピング規則違反となってしまう事例が存在しています。スポーツ団体としては、トップレベルの選手だけでなく、若年層の選手に対する教育・啓発活動を行うことも重要といえます。

¹⁶¹ スポーツ団体は、JADA 規程に基づき、選手が、自己の権利と責務を理解できるように、アンチ・ドーピングに関する情報提供、啓発、教育プログラムを整備し、これを実施する義務を負っています(JADA 規程 23.13 項)。

② 過去のうっかりドーピング事例の活用

JADA 規程の適用の有無を判断する日本アンチ・ドーピング規律パネル決定の報告によれば、いわゆる「うっかりドーピング事例」には、以下のような事例が含まれています。

- ・医師の処方によらず、薬局で購入した薬を服用したところ、その薬に禁止物質が含有されていた事例
- ・配偶者の勧めにより、子どものために処方されていた薬を服用したところ、その薬に禁止物質が含有されていた事例
- ・かねてから選手が診察を受けていた医師から薬を処方されたところ、自らが禁止物質の投与が禁止されていることを告げなかったために、その薬に禁止物質が含有されていた事例

このような過去の「うっかりドーピング事例」を見ると、アンチ・ドーピング規則違反となるリスクをはらんでいる行為を具体的に知ることができます。

選手やサポートスタッフに対し、現実感をもって、アンチ・ドーピング規則違反のリスクを伝える上では、こうした過去の日本アンチ・ドーピング規律パネル決定の報告を活用することが有効です。

◆ 事例②（故意のドーピング）

<事例>

あるスポーツ団体において、選手が、アンチ・ドーピング規則に故意に違反し、2年間や4年間といった長期間の資格停止処分を受けたり、同一の選手がアンチ・ドーピング規則に複数回違反したりする事例が後を絶ちません。

当該スポーツ団体としては、自らの競技における公正なスポーツ環境を守るために、どのような対策を講じたらよいでしょうか。

◆ 対応のポイント

日本は、年間約 6000 件の検体採取数に対し、アンチ・ドーピング規則違反者は年間 7、8 件に留まっており、国際的に見ても、違反件数が非常に少ないと言われています。

もっとも、残念ながら、近年日本でも、特定の競技において、選手がアンチ・ドーピング規則に故意に違反したり、同一の選手が複数回、アンチ・ドーピング規則に違反する事例が見受けられます。

このように、特定の競技において、故意のアンチ・ドーピング規則違反や同一選手による複数回のアンチ・ドーピング違反が頻発すれば、当該競技において、公正なスポーツ環境が保護されているとはいえ、当該競技のインテグリティが、大きく脅かされていることとなります。

そこで、このような事例が見受けられるスポーツ団体には、所属選手のアンチ・ドーピング規則違反がこれ以上発生することがないように、選手やサポートスタッフに対する教育・啓発活動を、より一層強化することが求められます。

◆ コンプライアンス強化のための実践案

(1) スポーツ団体内のアンチ・ドーピング体制の確立

ドーピング違反の発生については、日本のスポーツ団体においては、まだまだスポーツ団体内のアンチ・ドーピング委員会などの機能が不十分な場合があります。

日本の中央競技団体は、日本アンチ・ドーピング規程(いわゆる JADA 規程)に準拠したアンチ・ドーピング規範及び規則を採択し、実施することを義務付けられています(同規程 23.1 項)。さらに、国際競技団体の規程の中にも、日本の中央競技団体に対し、アンチ・ドーピング規則を遵守することを義務付ける規定が置かれていることがあります¹⁶²。

そのため、仮に、特定の中央競技団体の選手のアンチ・ドーピング規則違反が頻発した場合、当該中央競技団体の課された義務を遵守していないものとして、当該中央競技団体自身が処分を受ける可能性があります。最悪の場合、違反に関与していない選手の競技大会への参加がかなわなくなる可能性も出てきます。

そこで、中央競技団体としては、違反に関与していない選手の競技大会への参加が妨げられないようにするためにも、当該中央競技団体自身に課されたアンチ・ドーピング規則の実施義務を適切に履行する必要があります。

(2) 選手等に対するコンプライアンス教育の強化

アンチ・ドーピング規則違反が頻発している競技を統括する中央競技団体は、そうではないスポーツ団体以上に、選手等に対する教育・啓発活動を強化する必要があります。

例えば、日本ウエイトリフティング協会は、2017 年 8 月 28 日、日本アンチ・ドーピング機構(JADA)と連名で、国内外におけるアンチ・ドーピング教育・啓発活動に関し、さらに協働していくこと、公正なスポーツの環境の保護を推進することを公表し、教育・啓発活動を強化することを宣言しています¹⁶³。

¹⁶² IWF ANTI-DOPING POLICY 2017、http://www.iwf.net/wp-content/uploads/downloads/2017/06/IWF_Anti-Doping_Policy_2017.pdf

¹⁶³ 「日本ウエイトリフティング協会と日本アンチ・ドーピング機構の国内外におけるアンチ・ドーピング教育・啓発活動による更なる協働」<http://www.playtruejapan.org/wp/wp-content/uploads/2017/08/55bc765140b5e0cfa1fc0ec6e8665e7c.pdf>(2017.8.29)

◆ 事例③（汚染サプリメント）

<事例>

ある選手の尿検体から、世界アンチ・ドーピング規程（いわゆる WADA 規程）禁止表国際基準に記載された禁止物質（非特定物質）が検出されました。

しかし、当該選手は、なぜ、当該禁止物質が、自己の尿検体から検出されたのかがわからないと述べています。他方で、当該選手は、複数のサプリメントを摂取していたことを自認しており、その中には、海外製のサプリメントも含まれていました。

スポーツ団体として、どのように対応すべきでしょうか。また、再発を防止するために、どのようなことに留意すべきでしょうか。

◆ 対応のポイント

昨今、日本では、前述したいわゆる「うっかりドーピング事例」のみならず、「サプリメント汚染事例」（サプリメントの外箱に「禁止物質が含まれていない」などと記載されているにもかかわらず、サプリメントが禁止物質で汚染されていたために、禁止物質が体内に存在してしまう事例）が発生しています¹⁶⁴。

こうした「サプリメント汚染事例」が生じた場合に、選手の主張立証が不十分なために、当該選手に対し、重すぎる資格停止処分が課されてしまうことは、スポーツのインテグリティを脅かすものといえます。

また、近年は、第三者に対する禁止物質の投与事案も発生しており、こちらも選手の主張立証が不十分なために、当該選手に対し、重すぎる資格停止処分が課されてしまう可能性があります。

そこで、当該スポーツ団体としても、選手の立証活動のサポート、再発防止策の実施等、適切な対応を執ることが求められます。

¹⁶⁴ 日本アンチ・ドーピング規律パネル 2016-007 号事案（フットボール）及び同 2016-008 号事案（JSAA-DP-2016-001 号仲裁事案）（自転車）を参照。

◆ コンプライアンス強化のための実践案

(1) 選手の立証活動のサポート

① 手続き概要の説明

選手の尿検体から禁止物質が検出された場合、選手の中には、なぜ自分の尿検体から禁止物質が検出されたのか、さらには今後の手続きがどのように進むのかが分からない者もいるため、とりあえず謝ったら済むと思い、十分な準備を行うことができないまま最初の聴聞期日を迎えてしまうおそれがあります。

そこで、スポーツ団体としては、当惑している選手に対し、サプリメント等の服用状況を確認するとともに、一般的なアンチ・ドーピング規則の概要を説明することが望ましいといえます。

② 選手に対する弁護士活用の示唆

アンチ・ドーピング規則の違反行為や制裁に関する規定は、高度に複雑・専門的な内容になっているため、日本アンチ・ドーピング規律パネルや日本スポーツ仲裁機構(JSAA)において、選手が主張・立証活動を行う上では、アンチ・ドーピング規則に関する専門的知識を有する弁護士の支援を受けることが有益です。そこで、スポーツ団体としては、選手に対し、アンチ・ドーピング規則に関する専門的知識を有する弁護士の活用を勧めることが考えられます。

なお、JSAA は、手続き費用支援制度を定めており¹⁶⁵、JSAA のドーピング仲裁手続きにおいて、一事案一当事者あたり、最大で 30 万円(消費税別途)の返還不要の支援金を受けられる可能性があります。そこで、スポーツ団体としては、資力を理由に弁護士の活用をためらう選手がいれば、同制度の利用を勧めることも一案です。

③ 選手の立証活動への協力

日本アンチ・ドーピング規程(いわゆる JADA 規程)の適用の有無を判断する日本アンチ・ドーピング規律パネルにおいては、最初の聴聞会までに、選手の主張を支える証拠資料等を提出することが望ましいとされています¹⁶⁶。

¹⁶⁵ 日本スポーツ仲裁機構「手続き費用の支援に関する規則」http://www.jsaa.jp/sportsrule/rule6_170401.pdf

¹⁶⁶ 日本スポーツ仲裁機構「研究報告書『2015 年版 Code 下における「意図的」概念と体内侵入経路の関係』」27 ページ

そこで、スポーツ団体としては、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）の送付する説明文書や日本アンチ・ドーピング規律パネル事務局の助言に基づき¹⁶⁷、選手に対し、選手の体内に禁止物質が存在した理由を証明する資料や、選手の違反に「意図」や（重大な）「過失」がないことを証明するための資料を用意することなどのアドバイスをすることが考えられます。

また、選手が、当該選手の過去の競技歴や過去の検査履歴、当該スポーツ団体におけるアンチ・ドーピングに関する教育活動の程度等の資料提供を求めることがあれば、これに協力することが求められます。

(2) 再発防止策の実施 ～スポーツ団体内のアンチ・ドーピング体制の確立

ドーピング違反の発生については、日本のスポーツ団体においては、まだまだスポーツ団体内のアンチ・ドーピング委員会などの機能が不十分な場合があります。「サプリメント汚染事例」によるアンチ・ドーピング規則違反を防ぐためには、「サプリメント汚染事例」を認知したスポーツ団体が、その所属する選手やサポートスタッフ、並びに他のスポーツ団体に対し、禁止物質を含むサプリメントの名称や、当該サプリメントを製造している製造業者の名称を、周知することが望ましいといえます。

例えば、以下のスポーツ団体では、サプリメントに禁止物質が含有されているリスクがあることを積極的に情報提供しており、その取組みは、他のスポーツ団体でも参考にすべきです。

・日本水泳連盟¹⁶⁸

・日本山岳・スポーツクライミング協会¹⁶⁹

¹⁶⁷ 日本の実務上、JADA が違反の疑われる分析報告を送付する際に、選手に対し必要な主張立証を促す措置（詳細な説明文書の同封）が行われています。また、日本アンチ・ドーピング規律パネル事務局においても、選手から問合せがあった場合には、選手に対し適宜助言を行っています（前掲注）日本スポーツ仲裁機構「研究報告書『2015 年版 Code 下における「意図的」概念と体内侵入経路の関係』」26 ページ

¹⁶⁸ 日本水泳連盟、「海外製サプリメント ANAVITE に関する注意喚起」、<https://www.swim.or.jp/upfiles/1506322120-%E6%B5%B7%E5%A4%96%E8%A3%BD%E3%82%B5%E3%83%97%E3%83%A%E3%83%A1%E3%83%B3%E3%83%88ANAVITE%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E6%B3%A8%E6%84%8F%E5%96%9A%E8%B5%B7.pdf>

¹⁶⁹ 日本山岳・スポーツクライミング協会「海外製サプリメント “ANAVITE(アナバイト)” 及びサプリメントの服用について」、http://climbing.jma-sangaku.or.jp/temp_results/kokutai/ehime/pub2/ad.pdf

◆ (参考) 処分基準(スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドラ

イン 別紙6 モデル処分基準¹⁷⁰⁾

VIII ドーピング違反

1. 制裁の主体

日本の多くのスポーツ団体では、アンチ・ドーピング規則違反の場合、WADA 規程及び JADA 規程に基づき、日本アンチ・ドーピング規律パネルによる制裁が課されており、スポーツ団体が独自で制裁を課すことは、想定されていない(一部の団体を除く)。むしろ、スポーツ団体が日本アンチ・ドーピング規律パネルによる制裁に加えて、独自の追加的な制裁を課す場合は、WADA 規程違反が問題となりうる。

2. JADA 規程 2.1 項違反の場合

【標準例】

資格停止期間の原則は、4 年間である。ただし、以下の場合、資格停止期間は 2 年間となる。

- ①違反が特定物質に関連しない場合で、競技者が違反が意図的でなかった旨を立証できた場合
- ②違反が特定物質に関連し、JADA が違反が意図的であった旨立証できない場合

¹⁷⁰ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_12.pdf

<加重・軽減要素の例>

○加重要素

複数回の違反を行った場合

→ より厳格な制裁が課される(JADA 規程 10.7 項)

○軽減要素

過誤又は過失がない場合

・例 第三者から禁止物質を投与されたことを立証した事例

→ 資格停止期間が取り消される(JADA 規程 10.4)

「重大な過誤又は過失」がない場合

・例 サプリメントの外箱に、「禁止物質は入っていません。」との表示があったにもかかわらず、当該サプリメントに禁止物質が混入していた場合

→ 過誤の程度に応じて、資格停止期間が短縮される(JADA 規程 10.5)

◆ スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン参照部分

- ・ 37 ページ 「1 コンプライアンス強化全般に関するガイドライン (2) 法令遵守」¹⁷¹
- ・ 41 ページ 「1 コンプライアンス強化全般に関するガイドライン (4) NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインの遵守」¹⁷²
- ・ 45 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (1) コンプライアンス推進組織の設置」¹⁷³
- ・ 63 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (2) 司法機関(懲罰制度、紛争解決制度)の構築」¹⁷⁴
- ・ 121 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (3) 危機管理体制・不祥事対応体制の構築」¹⁷⁵
- ・ 129 ページ 「3 コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン (1) スポーツ団体役職員向け[組織マネジメント]のコンプライアンス教育の実施」¹⁷⁶
- ・ 143 ページ 「3 コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン (2) 選手・指導者向け[フィールドマネジメント]のコンプライアンス教育の実施」¹⁷⁷

◆ NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン参照部分

- ・ 162 ページ 「7 NF のインテグリティ(高潔性)に関するフェアプレーガイドライン(1) アンチ・ドーピング活動への取組」¹⁷⁸

¹⁷¹ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_04.pdf

¹⁷² http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_04.pdf

¹⁷³ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf

¹⁷⁴ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf

¹⁷⁵ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf

¹⁷⁶ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_06.pdf

¹⁷⁷ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_06.pdf

¹⁷⁸ http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_10.pdf